

し、古驛には必長者屋敷あり、會禰より安侯驛に至る八里、村なり、今安古安侯より河内驛に至る三里、按、
 中河内より山程は雄薩驛に至る四里、按、今大里村雄薩より山田に至る二里半、村、其名存せり、
 説久慈郡山田より陸奥白河郡高野驛に至る十二里、按、國界徳田村まで八里、徳田より河内より
 瀨海は田後驛に至る九里、村なり、田後より蓋陸奥長有驛に達す、按、長有は其地詳ならず、田後
 なるは、是弘仁三年紀以來の驛路なり、按、本國一驛の制よりは路程遠し、又按、風土記に載たる驛は、
 榎浦、式、榛谷、同、會禰、式、板來、式、無和名抄、河内、同、助川、藻島、平津、無、巨神、仙覺、萬葉抄、所引風土記、和
 凡八所なり、其廢置ありし事は、後紀弘仁三年十月、廢常陸國安侯、河内、助川、藻島、棚橋、六驛、更建、小
 田雄薩、田後等三驛、按、弘仁元年、文室綿麻呂、陸奥出羽、按察使となり、二年三月、爾薩體、伊十驛を
 廢し、更に本國に通ずる道にて、長有高野二驛を置、此廢せし十驛は、續紀養老元年、岩城國の驛
 置たる時、其國中に建たる驛にて、其高野を廢して、要なき故なり、扱其警に付て、又今年、本國の驛
 に及べり、されど上に以て復せし、安侯、河内、の二驛を廢らば、其れに代る地を置、ざるは何如なる
 故にか、後、其緊要なるを以て復せし、事、兵部、式にて知られ、助川、藻島、は、風土記に出たり、棚
 橋、或、棚島、に、作、其、地、折、橋、と、云、和、名、抄、久、慈、郡、楊、島、有、り、字、形、稍、似、た、れ、ば、同、地、に、て、は、な、き、や、楊、島
 亦、詳、な、ら、ず、或、云、其、郡、折、橋、と、云、ふ、地、有、り、棚、橋、を、拆、橋、と、書、た、る、よ、り、後、折、に、訛、り、て、訓、を、も、な、り、と
 吹、め、し、は、却、て、非、な、り、猶、久、慈、郡、に、詳、に、辯、ぜ、り、助、川、藻、島、を、廢、し、て、二、驛、の、間、な、る、田、後、の、式、を、以、て、誤、と
 せ、し、は、煩、を、省、け、る、六、年、十、二、月、廢、常、陸、國、板、來、驛、按、板、來、驛、は、會、禰、よ、り、鹿、島、に、赴、け、る、の、用、に、し、て、小、路、は、
 事、知、る、べ、し、故、に、其、用、を、置、きた、る、は、此、驛、を、廢、せ、し、は、史、に、漏、た、る、を、以、て、其、年、代、知、る、に、由、な
 せ、し、故、に、其、用、を、置、きた、る、は、此、驛、を、廢、せ、し、は、史、に、漏、た、る、を、以、て、其、年、代、知、る、に、由、な
 し、

〔新編常陸國誌 六十四 〕海道

海道ハ東海ノ大道ナリ、伊賀伊勢以東本國ニ至ルマデ十五箇國、皆東海道ノ域ニ屬ス、故ニ往來
 ノ大道、コレヲ海道ト稱ス、古代石背石城ノ國、イマダ陸奥ニ隸セザリシ間ハ、東海道ニ屬ス、故ニ
 今ニ至テ、石城、石瀨、菊多、岩崎等ノ四郡、呼デ海道四郡ト稱ス、陸奥國中ニ海道ノ稱アリシコトハ、
 日本後紀ニ、弘仁二年四月乙酉、廢陸奥海道十驛、更於通常陸道置、長有高野二驛ト見エタルニテ